

令和4年度 市政執行方針

 芦別市

令和4年度 市政執行方針

1. はじめに	1
2. 重点・八策に係る主要施策について	3
(1) 市民の安全・安心な暮らしと環境づくりの推進	3
(2) 子育て支援策と高齢者等保健福祉の充実	8
(3) 新たな産業の創出と農林業等地場産業の振興	11
(4) 商工業の振興による経済の活性化	14
(5) 移住・定住対策の推進	16
(6) 観光・合宿事業の推進とスポーツの振興	18
(7) 教育環境の充実、高校・高等教育機関への支援策と文化の振興	21
(8) たゆまぬ行財政改革と新たな時代に対応する行政のデジタル化の推進	23
3. おわりに	25

1. はじめに

令和4年度の市政執行に関する所信を、市民の皆様並びに市議会議員の皆様
様に申し上げたいと存じます。

一昨年来、相次ぐ新型コロナウイルス感染症が及ぼした影響は、生命や健康
だけにとどまらず、社会や経済、一人ひとりの行動や日常、意識や価値観
の变革など多岐にわたっております。

このため、新しい生活様式を定着させながら、徹底した感染防止対策と社
会経済の再生、回復に向けた取り組みとともに、コロナ収束後の新たな価値
観に基づく未来志向型のまちづくりに意を用いつつ、第6次総合計画や第2
期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を基軸に、各種対策の強化をはじ
め、地域経済を牽引する農林産業や商工業の活性化のほか、子育て支援、教
育、医療、福祉、観光振興など幅広い分野において横断的な施策の展開に努
めてまいります。

少子高齢化と人口減少の波は、とどまることなく確実に押し寄せており、
職業選択の多様性と雇用の場を確保することで、若い世代の地元定着を推し
進め、地域を守ることへの対策の強化とともに、経済の活性化には、人流、
物流環境の向上は必要不可欠なことからも、引き続き、一般国道452号及
び主要道道芦別美瑛線の整備促進等の緊要性を重視し、国・道等関係機関等
への積極的な要望活動の展開や、令和4年度から制度拡充を講じた高校生ま
でを対象とする医療費の無料化のほか、ふるさと就職奨励金事業や持ち家取
得奨励金事業の拡充に加え、本市への移住者を対象とする賃貸住宅家賃助成
事業の新設など、若者や子育て世代はもとより、誰からも選ばれるまちづく
りに注力してまいります。

アフターコロナを見据えつつ、様々な諸課題にしっかり向き合い、国や道とも連携し、市にとって、市民にとって優先すべきものを精査し、前進させていくうえでも、市民並びに議員の皆様とともに考えながら、すべての面で、「市や市民のため（有益）になるのか」の視点をもって、本市が有する有形、無形の地域資源を有効活用し、地場産業の活性化やサテライトオフィスなどを含めた企業誘致、合宿の里事業やふるさと納税事業等の推進による交流人口、関係人口の拡大に取り組むほか、子ども子育て支援のレベルアップ、高等教育機関の魅力アップのための支援、高齢の方や障がいのある方が健康で、自立して暮らしやすいまちづくりを標榜しつつ、誰もが、「住みやすく、働きやすく、学びやすく、子育てしやすく」、「訪れてみたい」と実感いただける芦別づくり（創造）と、さらなる本市の発展に力を尽くす所存です。

以下、ふるさと芦別の今と未来のまちづくりのための、「重点・八策」に基づき、項目別に主要施策について申し上げます。

2. 重点・八策に係る主要施策について

一つには、市民の安全・安心な暮らしと環境づくりの推進であります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、最優先の課題として位置付け、新型コロナウイルス感染症対策本部を基軸として、国及び北海道と連携して感染予防の徹底を図るとともに、市民の皆様へのワクチンの追加接種等について、市内医療機関等の協力を得ながら集団接種と個別接種が安全かつ円滑な実施に取り組んでまいります。

防災対策につきましては、国土強靱化基本法に基づき策定した「強靱化計画」及び「地域防災計画」を両輪として、防災訓練などを通じて防災意識の向上と防災組織の設立を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症に応じた避難所の運営体制や、計画的な防災用資材の備蓄を行うなど、市民や関係機関の連携による「自助」、「共助」、「公助」による防災体制の確立を図ってまいります。

市総合庁舎の整備につきましては、コロナ禍の影響を見極めながら、これまでに市民の皆様をはじめ、関係機関・団体、市議会等の皆様からいただいたご意見やご提言、機能面や財源対応を含め、まちづくり懇談会において改めて意見交換を行い、建替えを基本とした整備について協議・検討を進めてまいります。

また、令和3年4月に本市を含む北海道内9市で設立した「本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会」を通じて、公共施設等適正管理推進事業債に代わる起債制度の創設を国へ要望するとともに、庁舎整備に必要な財源を確保するため、「庁舎建設基金」への継続的な積立てを行ってまいります。

一般国道452号の整備促進につきましては、長年の要望活動が実り、昨年、未開通区間のうち芦別側の盤の沢道路「鏡トンネル」の工事が着工されたことを受け、建設促進期成会の関係自治体と一層の連携を図り早期の全面開通促進に向け、国土交通省など関係省庁並びに道内選出国會議員等へ要望してまいります。

また、同路線に隣接する三段滝公園は北海道及び本市観光の拠点の一つであり、災害発生時の緊急避難場所でもあることから、今年度は公園内のトイレの簡易水洗化整備を行った上で再開することといたしますが、公園周辺への新たな水洗トイレや駐車場等の整備について関係市と連携を図り、国及び北海道へ要望を行ってまいります。

一般国道452号を補完する主要道道芦別美瑛線につきましては、整備促進期成会の関係自治体と連携を図りながら、対面通行が可能な全面舗装の道路整備とともに、主要道道芦別砂川線の無電柱化の早期整備について北海道へ要望してまいります。

空き家対策につきましては、周辺環境への悪影響や防犯・防火上の問題に加え、倒壊の恐れのある空き家が増加傾向にあることから、空き家調査による現状把握及び「空家等対策計画」に基づく空き家の維持管理の必要性や活用方法の周知を行うとともに、今年度から著しく危険な空き家等の解体費用に対する一部助成を行い、生活環境の改善を図ってまいります。

コンパクトなまちづくりの推進につきましては、都市部への居住及び都市機能・商業機能の集約や適切な配置などを示す「立地適正化計画」と芦別市地域公共交通会議において地域全体の公共交通機関のあり方など示す「地域公共交通計画」を策定するほか、公共施設の再編、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策との連携を

図りながら取り進めてまいります。

地域公共交通対策につきましては、J R 根室線（滝川・新得間）の維持・存続に向け根室本線対策協議会により取組を進めておりますが、富良野・新得間については情勢が大きく変化していることから、改めて同協議会としての対応を協議するとともに、滝川・富良野間についてはJ R 北海道が北海道及び沿線自治体と協調して策定した第2期集中改革期間における事業計画（アクションプラン）に盛り込む利用促進策、経費削減策などへの協力を行いながら、線区が維持されるよう取り組んでまいります。

また、バス路線の維持・確保につきましては、「地域公共交通計画」を踏まえて、市内バス路線の運行を円滑に実施していくほか、北海道が策定する「中空知地域公共交通計画」に基づき、沿線自治体と地域間幹線バス路線のあり方等について協議してまいります。

なお、昨年10月から運行を開始した芦別・新城線につきましては、地域住民の足を確保する観点から、路線の周知により利用促進を図ってまいります。

公営住宅の整備推進につきましては、「公営住宅等長寿命化計画」において計画する、ことぶき団地の現地建替について、既存住棟の入居者から移転の理解と協力を得られたことから既存住棟の解体を行い、跡地に鉄筋コンクリート2階建3棟32戸と木造平屋建4棟36戸、合わせて計7棟68戸の建替えを7年間で実施を予定し、今年度は2棟20戸の建設に取り組んでまいります。

社会のデジタル化への対応につきましては、国においてデジタル田園都市国家構想のもと、第5世代移動通信システム（5G）、公共Wi-Fiなどのデジタルインフラの整備や地方と一体となった公共サービス基盤を構築し、

地方の課題を解決するためのデジタル実装を進めることとしていることから、デジタル化の基盤をなす光ファイバの市内未整備地域への整備と市内全域への高速ブロードバンドの整備を行い、事業者と連携しながら地域住民への高速光回線サービスの普及、利用促進を図ってまいります。

また、市民生活をはじめ、防災、医療、福祉、健康、教育などの各分野において、デジタルを活用した効果的な課題解決のための取組について、庁内横断的に協議を進めてまいります。

脱炭素化の推進につきましては、「第2次環境基本計画」に基づき、循環型社会の構築に向け木質バイオマスや太陽光などを活用した再生可能エネルギーの利用促進をはじめ、プラスチック容器包装の分別収集やリサイクルの促進を図るほか、今年度からプラスチック資源循環促進法が施行されることを踏まえ、国や他自治体の動向などの情報収集に努めてまいります。

また、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設等におけるエネルギー効率の高いLED照明機器への切り替えを計画的に行うなど、温室効果ガス排出量削減の取組を進めてまいります。

なお、近年、市内住宅地等において事業者による太陽光発電施設の建設が急速に進んでいることから、令和3年度に制定した「自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン」に基づき、周辺住民への説明会の開催等による住民・事業者間の良好な関係性の確保及び施設の適切な維持管理、事業終了後の撤去・処分について、事業者へ求めてまいります。

霊園の適正な維持管理につきましては、桜ヶ丘霊園の急傾斜地に園路手すりの設置を行い、利用される方の転倒を防止することにより、利便性の向上を図ってまいります。

芦別浄水場の更新につきましては、現浄水場の老朽化が著しい状況であり、耐震構造にもなっていないことから、令和2年度に実施した「水道事業基本調査」及び令和3年度に策定した「浄水場更新基本計画」に基づき、令和9年度の更新に向けて浄水施設及び取水施設の基本設計に着手することとし、水道事業の健全化と安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

市立芦別病院の維持・充実につきましては、令和3年4月から地方公営企業法の全部適用へ移行したことから、事業管理者のもと、地域の基幹病院として、また、市内唯一の救急告示病院としての使命を果たすため、民間医療経営コンサルタントの活用を図るほか、病院経営全体を俯瞰できる専門部署として、(仮称)経営企画室を新たに設置するなど、更なる経営改善を図るとともに、安全・安心な医療の確保と提供に努めてまいります。

また、医師の確保対策につきましては、全国的に地域医療を担う医師の確保が非常に厳しい環境にあるなか、北海道や北海道内の医育大学及び各種医療関係機関へ医師派遣の依頼・要請を継続するほか、道外からの医師確保にも意を用いながら、全国自治体病院協議会などと連携を図り、広く情報収集に努めてまいります。

なお、在宅医療の充実のための24時間体制の訪問看護につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据え、令和5年度からの実施に向け体制整備を進めるほか、中空知医療連携(患者情報共有)ネットワークなどにより、診療材料の共同購買等を含む中空知2次医療圏域における地域医療連携の更なる強化を図ってまいります。

二つには、子育て支援策と高齢者等保健福祉の充実であります。

子育て支援の充実につきましては、妊産婦及び乳幼児までの一貫した母子保健サービスから子育て期にわたる切れ目のない支援を推進するため、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連絡調整を図る子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊産婦、乳幼児の健康の保持増進を図ってまいります。

また、母子手帳アプリによる必要な情報提供をはじめ、妊婦一般健康診査の公費負担、市外産科医療機関への通院に係る交通費の一部助成、陣痛タクシー事業のほか、新生児期の全戸訪問などを継続実施し、妊産婦の不安解消や負担軽減、乳幼児の健康保持のための支援を行ってまいります。

さらに、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育・保育の提供、地域子ども子育て支援事業などを実施し、総合的な子育て支援の充実を図るとともに、これまで児童デイサービスセンターが行ってきた児童発達支援及び放課後等デイサービス事業を今年度より民間へ移行し、民間事業所との連携をさらに強化してまいります。

なお、子育て世代の経済的負担を軽減するため医療費無料化の助成対象を高校生まで拡大し、子育て支援の充実を図ってまいります。

高齢者保健福祉の充実につきましては、高齢者が元気で生きがいを持って暮らすことができるよう、老人クラブの各種事業に対する助成や芦別温泉等利用券等の交付などを継続し、高齢者の健康保持の促進や生きがいづくりの推進を側面から支援してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で地域住民と関わりを持ちながら暮らすことができるよう、生活支援おもいやりサポーター事業の普及啓発を推進するとともに、地域支え合いサポートブックを活用した市民への意識啓発と市民主体による地域の支え合い体制づくりの促進を図ってまいります。

なお、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向け、高齢者の生活実態や地域が抱える課題を把握し、計画策定に反映させるため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施してまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進につきましては、高齢者の重症化予防として国民健康保険で実施している芦別市糖尿病性腎症重症化プログラムを後期高齢者保健事業においても継続して受診勧奨や保健指導を行い、医療費の適正化を図るとともに、介護予防の地域保健事業において健康教育や健康相談を実施し、必要に応じて受診勧奨や保健指導、介護サービスに繋げることにより、これら事業を一体化して推進し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

また、新たに後期高齢者を対象とした歯科健康診査と国民健康保険被保険者を対象とした歯周病検診を実施し、口腔の健康維持向上に取り組んでまいります。

介護保険事業の充実につきましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護に携わる様々な職種の連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を図り、在宅生活における安心・安全の確保に努めてまいります。

また、認知症施策の推進につきましては、早期対応のための事業を継続して実施するなかで、コロナ禍における認知症機能テストの効果的な実施方法について検討を進めてまいります。

さらに、自分が望む医療や介護について前もって考え、家族等と繰り返し話し合い、共有していく「アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）」

の研修やエンディングノートの活用を含めた市民に対する啓発活動のあり方に関する具体的な取組内容について関係機関との情報共有・意見交換を進めてまいります。

加えて、新たな社会的課題となっているヤングケアラーの支援につきましては、国において福祉・介護・医療・教育等といった様々な分野が連携し、早期に発見したうえで支援を行うことが重要であるとの認識のもと、早期発見・相談支援・家事育児支援・介護サービスの提供の4点の支援策を掲げていることから、本市においても関係機関が連携し、共通認識・共通理解に立ったうえで、実態調査等を含めた対応を図ってまいります。

地域包括支援センターの運営につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安定してその人らしい生活が続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、地域課題の把握や地域資源の開発などに取り組む地域ケア会議の機能を充実させ、必要な支援体制づくりを促進してまいります。

また、高齢者やその家族を取り巻く様々な相談に応じる総合相談支援事業、成年後見制度の適切な活用促進のほか、関係機関との連携・協力のもと、高齢者虐待や消費者被害などに関する適切な対応と必要な支援を行ってまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、「第3期障がい者計画」に基づき、障がいのあるかたが障がいの種別や程度に関わらず、地域で安心して自立した生活をするために必要な介護、訓練、医療等の自立支援給付をはじめとする各種福祉サービスと市内事業所との連携による計画相談支援事業の充実を図り、地域生活支援事業等を推進してまいります。

三つには、新たな産業の創出と農林業等地場産業の振興であります。

基幹産業である農業の振興につきましては、「第4次農業振興計画」に基づく施策を推進し、芦別市農業再生協議会との連携、関係機関、団体との協力体制を強化し、国の制度を活用した経営所得安定対策に取り組むとともに、認定農業者や認定新規就農者の確保・育成に努め、経営意欲のある担い手に効率的な農地の利用集積を図ってまいります。

また、国の中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払の各制度を活用して、農業の持つ多面的機能の確保及び生産性の向上や地域共同活動による農業施設の整備などにより、農業生産活動が継続されるよう取り組んでまいります。

スマート農業の導入につきましては、人手不足の課題に対応し、農作業の効率化・省力化による負担軽減を図るため、関係機関・団体・生産者と協力して先進地の視察や省力化を検証する実証実験・調査を行い、中山間地域において有効となる先端技術の実証実験により、スマート農業を取り入れた生産体系構築に向けた取組を推進してまいります。

農業担い手対策につきましては、国の制度や農業担い手育成条例に基づき、農業担い手の確保、育成に向けて施策を展開し、特にUターン後継者に対して制度の有効活用が図られるよう支援し、農業従事者の確保・育成に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、生産組合の協力のもと第三者継承などの手法を取り入れながら農業従事者として育成を図り、多様な担い手の確保を進めてまいります。

農業後継者の配偶者対策につきましては、近年の少子高齢化の進行とライフスタイルの変化による晩婚化等の影響により、家族労働を基本とする農業後継者の配偶者確保が求められていることから、コロナ禍を踏まえたWEBによる婚活事業を継続実施し、本市農業の魅力アピールと結婚に向けた支援を行ってまいります。

林業の振興につきましては、「森林整備計画」に基づき、森林が有する多面的機能の持続的発揮と増進を図るため、国及び北海道の補助制度を活用し、私有林野及び市有林野の管理に必要な作業道・管理道等の継続的な維持管理・整備を適切に行い、森林資源の確保に努めるとともに、不在村森林所有者に対して森林組合と協力しながら森林の施業方法等についての提案を行うほか、森林環境譲与税を活用してスノーモービルによる現地調査に加え、航空レーザー測量調査を実施し森林資源の解析を行い、森林整備を推進してまいります。

また、森林施業の効率化・省力化等を目的とするスマート林業につきましては、北海道が実施する実証事業に引き続き参画し、林業の成長産業化に向けた取組を推進してまいります。

さらに、地域特性である豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの利活用を推進し、林業、林産業の振興を図るため、木質チップ燃料製造事業者への支援を行ってまいります。

林業の担い手対策につきましては、担い手確保・育成に向けた北海道立北の森づくり専門学院の各種実習、インターンシップや林業体験ツアーの受入れなどのほか、幅広い世代に対する木育活動について、関係機関・団体と連携した取組を推進するとともに、将来の林業担い手の確保や木育の推進の観点から、子どもの頃から本市の豊かな森林資源に触れる機会を提供し、野外

保育を行う「(仮称) 森のようちえん」の取組について、林業や幼児教育に関わる方々との意見交換を進めてまいります。

有害鳥獣対策の推進につきましては、毎年、有害鳥獣による農林業被害が発生していることから、芦別猟友会や農業者との連携を図りながら被害防止対策を実施してまいります。

また、特に、近年ヒグマの出没が増加していることから、目撃情報を速やかに発信するとともに、芦別警察署、芦別猟友会との域内連携のほか、北海道が策定した「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」において、出没の抑制から出没時の対応までの総合的な対策を強化することとしていることから、関係機関との連携により対応を図ってまいります。

なお、猟銃免許を新たに取得し、有害鳥獣駆除業務に従事する方に対し奨励金を交付することにより、新規ハンターの育成に努めてまいります。

四つには、商工業の振興による経済の活性化であります。

商工業の振興につきましては、中小企業融資条例に基づく円滑な資金供給を図るとともに、企業振興事業補助金交付条例による新製品開発や特産品開発、販路拡大、デジタル化への取組等に対する支援を行うほか、企業振興促進条例に基づく課税免除や奨励金の支援制度では対象業種に旅館業等に加え、資本金の額に応じた取得価格の要件を設け、奨励金の限度額の引き上げを行うことにより、企業の立地促進と積極的な設備投資による経営基盤の安定と発展を支援してまいります。

また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい経営状況が続く飲食業や観光関連産業等の経営の継続と安定のため、芦別商工会議所及び一般社団法人芦別観光協会と連携して国や北海道の支援策と合わせて効果的な経済対策を推進してまいります。

企業誘致の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大と収束を繰り返すなか、企業訪問や面談による誘致活動が敬遠される状況にあることから、新規立地や設備投資に関心のある国内企業と本市をWEB面談で取り持つ業務を委託により実施し、情報交換や本市の優位性をPRし、従来の対面式の面談と併用しながら柔軟な誘致活動を推進してまいります。

また、コロナ禍によりテレワークやワーケーション等による新しい働き方が提唱されていることから、本市の豊かな自然や災害の少なさ等の特性をPRし、サテライトオフィスの誘致などを含めた企業の受け入れを進めることにより、事業所立地の契機となるよう努めてまいります。

雇用、労働環境の充実につきましては、市内企業において顕在化している人手不足と事業後継者対策等に対応するため、「芦別しごとナビ」にリアル

タイムで市内の求人情報を掲載して円滑な人材確保を図るとともに、札幌圏の大学生等を対象とした市内企業見学会の開催や、同地域の大学等への訪問によるキャリア教育担当者等との人脈ネットワークの形成を推進することにより、市内企業の理解や関心を高め人材供給を促進してまいります。

高校生に対する地元企業への就職促進支援につきましては、芦別商工会議所と連携して市内企業の合同説明会や見学会を開催し、地元企業に対する理解と関心を高めることで就業に結び付けることに加え、北海道空知総合振興局、中空知定住自立圏構想推進会議及び「NAKASORA（なかそら）にこよう推進協議会」の各組織が主催する高校生を対象とした企業説明会や企業見学会などの人材獲得の機会について情報提供し、市内企業の積極的な参加を促してまいります。

さらに、近隣市町へ向けて市内企業の求人のPRや高校訪問などにより人材の確保に向けて取り組むほか、ふるさと就職奨励金制度につきましては、今年度より交付期間の延長と交付額の引き上げに加え、奨学金返還支援を行うなど道内屈指の支援制度に拡充し、市内企業の労働力の確保と定住人口の増加を目指してまいります。

五つには、移住・定住対策の推進であります。

移住・定住の促進につきましては、人口減少や少子高齢化が加速しており、その抑制を図ることが喫緊の課題となっていることから、定住人口に直結する住宅支援施策として今年度から持ち家取得奨励金事業を拡充し、中古住宅の取得費用に対する交付率及び交付限度額の引き上げを行うとともに、新たに新築住宅の取得を対象として移住者や子育て世帯、市内建設業者による建築に対する加算措置を設け、事業の効果を高め実施してまいります。

また、新たに賃貸住宅家賃助成事業を実施し、市外から転入して市内の賃貸住宅に居住した移住者に対して家賃相当額を地域限定商品券により最大で5年間助成することで移住者誘致を図り、これら事業の実施により定住人口の確保による人口減少の抑制に加え、生活環境の改善や商業の振興などにも繋げてまいります。

移住対策につきましては、本市の豊かな自然や安全・安心な生活環境を広く情報発信し、地域おこし協力隊制度を活用して地域産業の担い手確保やまちづくりの担い手となる人材などの誘致に努めてまいります。

また、地方移住促進団体等との連携を図り、首都圏等における移住相談事業への出展などを通じて本市への移住PRに努めるとともに、市内の移住相談ワンストップ窓口による対応を図ってまいります。

地域と多様に関わる関係人口の取組につきましては、これまで本市出身者やゆかりがある各界で活躍する5名の方をこれまで「星の降る里あしべつ応援大使」として委嘱し、本市のPRやまちづくりへの協力をいただいております。今後も新たな応援大使の委嘱に向けて情報収集等に努めてまいります。

また、本市出身者やゆかりがある方をはじめ、本市へふるさと納税を行っ

ていただいた方や自発的に本市の情報発信に協力いただける方などを広く募集・登録し、交流や連携の輪を広げることを目的に、「(仮称) 星の降る里あしべつ応援団」の設置に向け取り組んでまいります。

六つには、観光・合宿事業の推進とスポーツの振興であります。

観光の振興につきましては、コロナ禍が続く現状では国内近隣地域の誘客が基本となるため、地域資源を活かした着地型観光の検討や新しい観光素材の掘り起こしなどに努め、本市観光戦略の中核的な組織である一般社団法人芦別観光協会をはじめとする各関係団体と連携を図り、取り組んでまいります。

また、本市の観光資源である「星」、「雲海」を堪能できる上金剛山展望台などの景観スポットを活用し、星の降る里の更なるブランド強化に向けて取り組みを進めるほか、健民センターの指定管理者である株式会社芦別スターライトホテルが、同エリア内においてグランピング施設の開業を今春に予定していることに加え、昨年10月から国設芦別スキー場の指定管理者となった株式会社SUNFLAKE（サンフレイク）においてもスキー場内にキャンプ場を含む通年利用型ローカルリゾートの展開を計画するなど、指定管理者が自ら設備投資を行うことで観光資源の充実と集客力の向上が図られることから、経済効果の好循環が市内にもたらせるよう側面から支援を行ってまいります。

なお、休暇と併用して旅先で仕事をする「ワーケーション」につきましては、モニターツアーを実施し、本市の豊かな食や温泉、日本遺産である「炭鉄港」など地域資源を織り込んだプログラムを首都圏等からの利用者に提供し、関係人口の創出と企業誘致、移住促進につながるよう取り組んでまいります。

観光イベントにつきましては、コロナ禍にあることを踏まえ、多くの人が集まる健夏まつりやキラキラ☆フェスタあしべつなどの開催に当たっては、参加者等の安全を確保し、安全安心なイベント開催には各種イベントの性質

に応じた感染防止対策の徹底が必要であることから、開催の判断に当たっては各実行委員会と慎重に協議を行ってまいります。

また、観光施設の整備につきましては、コロナ禍により密を避けて楽しめるキャンプ場の人気が依然として高まっていることから、滝里湖オートキャンプ場のコテージの整備と電気設備の改修を行うとともに、健民センターエリアにおいては、国民宿舎の外壁改修及び屋上防水工事を実施し施設の長寿命化と外観の美化を図るほか、観光客の入込みが最も多い道の駅においては、コミュニティ広場に屋根付き休憩スペースを整備することにより快適な休憩環境を提供し、道の駅としての機能向上を図ってまいります。

合宿の里事業の推進につきましては、交流人口の増大を目的として宿泊交流センター2号館を整備し、既存の1号館と併用することで大規模な合宿の受入れが可能となったことから、なまこ山総合運動公園等の体育施設と総合的にPRすることにより利用拡大を図ってまいります。

また、実業団女子バレーボールチームJTマーヴェラスをはじめとする合宿リピート団体に対し継続利用を図るとともに、各種競技における実業団クラスの新規合宿にも積極的な誘致に努め、元プロ野球選手を講師とした「日本プロ野球OBクラブベースボールサマーキャンプ」につきましても継続して実施してまいります。

スポーツの振興につきましては、地域の活性化と健康都市宣言事業を推進するため、スポーツ推進委員の方々などと連携を図り、気軽に参加しやすいスポーツ教室を実施するほか、住民参加型スポーツイベント「チャレンジデー」、「市民ラジオ体操会」や「市民あるけあるけ運動」などを継続的に開催するとともに、北海道日本ハムファイターズや旭川医科大学と連携を図ることにより、スポーツの普及・啓発や競技者支援等に努めてまいります。

また、大塚製薬株式会社及び明治安田生命保険相互会社との「健康増進に関する包括連携協定」に基づく事業を開始することで、心身の健康を維持し、健康寿命の延伸を図りながら、活力ある健康なまちづくりを促進してまいります。

なお、これらスポーツイベントにつきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、各関係団体等と慎重に協議を行い、実施の可否について適切に判断してまいります。

七つには、教育環境の充実、高校・高等教育機関への支援策と文化の振興であります。

教育環境の充実につきましては、国の「GIGAスクール構想」により導入した児童生徒1人1台のタブレット型パソコンを有効活用し、教育のICT化を進めるとともに、情報活用能力の育成や情報モラル教育の充実を図ってまいります。

小中学校教育の充実につきましては、小中学校9年間を通じた一貫性のある学びの連続性・系統性を取り入れ、ふるさとキャリア教育を核となるテーマとして郷土に愛着を持つ子どもの育成を目指し、小中一貫教育の取組を推進してまいります。

また、特別支援教育につきましては、発達障がいを含め特別な教育的支援を必要とする児童生徒のニーズに応じた適切な指導を実施し、特別支援教育学習支援員をすべての小中学校に配置することにより、学習の遅れやつまづきに対し、きめ細かな指導を継続して実施してまいります。

さらに、コミュニティー・スクール（学校運営協議会）により、地域とともにある学校づくりを推進し、活動の促進を図ってまいります。

小中学校の配置のあり方につきましては、令和6年度の中学校統合に向け、教職員と保護者で学校統合準備委員会を組織し、教育課程や学習活動、学校行事、学校生活、児童会・生徒会活動、部活動、PTA活動などについて協議を行い、調整を進めてまいります。

また、統合に対する児童生徒の意見・要望等を聴く機会を設け、学校統合準備委員会の考え方を踏まえながら、各校における児童生徒の交流、保護者の交流を実施してまいります。

高校・高等教育機関への支援につきましては、芦別高校の現状の1学年2
間口維持を図るため、入学生の確保に向けた各種事業を継続して実施すると
ともに、芦別高校の魅力づくりを進めるため、情報発信や小中学校との交流
など、芦別高校と連携して具体的な取組を進めてまいります。

また、専門学校北日本自動車大学校及び星槎国際高等学校、星槎大学の入
学生の確保につきましては、道内高校へのPR活動をはじめ、学資負担者に
対する修学奨励金交付事業による助成を行うとともに、私立学校運営費補助
事業により学校運営や教育環境の改善・整備を支援してまいります。

特に、専門学校北日本自動車大学校に対する支援策として、奨学金貸与制度、
学生寮の入寮費及び部屋代の減免に対する補助事業を継続してまいります。

日本遺産「炭鉄港」の取組につきましては、本市の構成文化財である旧頼
城小学校（星槎大学）校舎及び体育館、旧三井芦別鉄道炭山川橋梁の周知を
図るため、昨年作成したPR動画の配信や道の駅PR看板の活用をはじめ、
市内各所へののぼり設置、各種パンフレットを公共施設等への設置を行うと
ともに、「炭鉄港推進協議会」関係市町と連携した観光・教育旅行商品の造
成等を通じて道内外からの誘客と交流を図るなど、観光や文化、教育の振興
など様々な観点からの取組を推進してまいります。

八つには、たゆまぬ行財政改革と新たな時代に対応する行政のデジタル化の推進であります。

行財政改革の推進につきましては、市民の福祉増進や市民生活の安全・安心を確保するための施策の推進と、健全財政の堅持に向けた取り組みのバランスを図りながら、身の丈にあった財政運営を念頭にして、留保資金の取り崩しに頼らずに収支の均衡を保つことができる財政構造へ転換するため、持続可能な財政運営を念頭におきながら、「行財政運営と改革の基本方針」及びこの方針に基づき実行計画として令和3年度中に策定を予定している「財政基盤強化集中改革プラン」の見直しなどと併せて、縮充と連携の視点をもって行財政改革の取組を推進してまいります。

ふるさと納税の推進につきましては、ふるさと納税による寄附がまちづくり推進のための貴重な財源となり、地元特産品の消費拡大と関係人口づくりによる地域活性化につながることから、本市にある「ヒト」、「モノ」、「コト」といった地域資源の組合せによる新たな返礼品の発掘やPRを進めるため、生産者や事業者だけでなく、市民や一般社団法人芦別観光協会をはじめとした関係団体との協働や連携により取り組む「共創のふるさと納税」を進めてまいります。

また、企業版ふるさと納税の推進につきましては、国から地方再生計画の認定を受けている「まち・ひと・しごと推進計画」に掲げる施策について、国や民間事業者が運営するポータルサイトの活用などにより企業等へのPRを行い、施策推進に係る財源として確保できるよう取り組んでまいります。

行政のデジタル化の推進につきましては、国が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会生活や社会システムの変容を契機に、社会のデジタル

化を推進することとしていることを踏まえ、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」や市が策定した「デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針」等に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化をはじめ、マイナンバーカードの利用促進、行政手続きのオンライン化、AI（人工知能）・RPA（業務自動化）の利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底等について重点的に取り組み、自治体業務におけるICT（情報通信技術）の推進を図ってまいります。

以上、令和4年度の市政執行に当たって、私の所信を申し上げましたが、令和4年度に実施を予定している事務事業につきましては、「第6次芦別市総合計画／実施計画（令和4年度～令和6年度）」のとおりでありますので、ご高覧賜りたいと存じます。

なお、教育行政に関する施策等につきましては、教育行政執行方針に基づき、教育長からお示しいたします。

3. おわりに

来年、本市は市制施行70周年、開拓130周年の節目を迎えます。

現下、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中ではありますが、コロナウイルスがもたらした行動変容や行政のデジタル化の推進等も相まっており、市として単独でフルセットな公共サービスの実現は困難なことも否めないため、「縮充と連携」をキーワードに、市民の皆様や多くの主体的な団体と共創してコロナ禍を乗り切っていくことが重要と考えております。

同時に、市民が主役、地域が主体との認識のもと、将来にわたっての持続性の確保と子どもたちから高齢者の方まで、誰もが住みたい、住み続けたいと実感できる「ふるさと芦別」を、次の世代へ受け継いでいくため、市民皆様との対話やコンセンサスを大切にしながら、市民生活に最も身近なサービス業務を行う「役立つどころ」(役所)としての誇りと気概をもって、私を先頭に市職員一丸となって全力を傾け、行政運営に取り組む所存でありますので、市民の皆様並びに議員皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の市政執行方針といたします。